

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年5月9日(2013.5.9)

【公開番号】特開2012-157716(P2012-157716A)

【公開日】平成24年8月23日(2012.8.23)

【年通号数】公開・登録公報2012-033

【出願番号】特願2012-97184(P2012-97184)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 1 5 Z

A 6 3 F 7/02 3 0 4 Z

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月22日(2013.3.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

図柄変動条件の成立があった場合に、図柄変動表示を少なくとも実行可能な図柄表示手段と、

前記図柄表示手段を少なくとも制御可能な制御手段と、

先読み予告を少なくとも実行可能な先読み予告手段と、

起動信号が入力されたことに基づいて遊技制御を少なくとも開始可能な遊技制御手段と、

、

低電圧信号出力条件の成立があった場合に、低電圧信号を少なくとも出力可能な電圧監視手段と、

前記低電圧信号が前記遊技制御手段に入力された後で、該遊技制御手段に前記起動信号が入力された場合に、該低電圧信号が入力された際の制御状態に復帰させる制御を少なくとも実行可能な制御状態復帰手段と、

を備えた遊技台であって、

前記低電圧信号出力条件は、前記電圧監視手段が監視している電源ラインの電圧が基準電圧よりも低いことを少なくとも一つの条件として、成立するものであり、

前記制御手段は、前記図柄変動表示の実行中に前記図柄変動条件の成立があった場合に、前記図柄表示手段による図柄変動表示の開始を保留する制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記図柄変動表示の開始を保留していることを表す保留情報表示を第一の態様で少なくとも表示可能であり、

前記先読み予告手段は、前記保留情報表示の態様を、前記第一の態様とは異なる第二の態様にすることで前記先読み予告を少なくとも実行可能なものであり、

前記第二の態様による前記保留情報表示が行われている状態で前記低電圧信号が前記遊技制御手段に入力され、その後に前記起動信号が該遊技制御手段に入力されると、第一の表示がなされている状態を少なくとも経て、前記第一の態様による前記保留情報表示が行われている状態となり、

前記第一の表示は、前記第一の態様による前記保留情報表示を含まないものであり、前記第一の表示は、前記第二の態様による前記保留情報表示を含まないものである、ことを特徴とする遊技台。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の遊技台であって、

前記図柄変動表示は、当否判定の結果に対応する図柄態様を、図柄の変動表示を行った後に停止表示するものであり、

前記先読み予告手段は、先読み予告条件の成立があった場合に、前記先読み予告を少なくとも実行可能なものであり、

前記先読み予告条件は、前記先読み予告の対象になる当否判定の結果が第一の結果となる場合であり、且つ第一の先読み予告条件の成立があった場合に、少なくとも成立するものである、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 3】

請求項 2 に記載の遊技台であって、

前記第一の先読み予告条件は、第一の予告抽選に当選した場合に、少なくとも成立するものである、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 4】

請求項 2 乃至 3 のいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

前記先読み予告条件は、前記先読み予告の対象になる当否判定の結果が第二の結果となる場合であり、且つ第二の先読み予告条件の成立があった場合にも、少なくとも成立するものあり、

前記第二の結果は、前記第一の結果とは異なる結果である、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 5】

請求項 4 に記載の遊技台であって、

前記第一の結果は、当りの結果であり、

前記第二の結果は、ハズレの結果である、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 6】

請求項 4 又は 5 に記載の遊技台であって、

前記第二の先読み予告条件は、第二の予告抽選に当選した場合に、少なくとも成立するものである、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 7】

請求項 1 乃至 6 のうちいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

前記先読み予告は、第一の確率で実行されるものである、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 8】

請求項 2 乃至 6 のうちいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

前記制御手段は、前記当否判定を実行可能な当否判定手段を少なくとも含む第一の制御手段であり、

前記第一の制御手段からのコマンドに基づいて制御を少なくとも実行可能な第二の制御手段を備え、

前記第二の制御手段は、前記第一の制御手段とは別基板に設けられており、

前記第二の制御手段は、前記先読み予告を行うかどうかを判定する判定手段を少なくとも含み、

前記先読み予告条件の成立があった場合とは、前記判定手段が前記先読み予告を行うと判定した場合のことである、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 9】

請求項 2 乃至 8 のうちいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

前記先読み予告は、複数回の図柄変動表示の実行中に、同一の態様によって行われる連続予告である、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 10】

請求項 2 乃至 8 のうちいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

前記先読み予告は、複数回の図柄変動表示の実行中に継続的に行われる連続予告である、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 11】

請求項 2 乃至 8 のうちいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

前記先読み予告は、一回の前記図柄変動表示の実行中に開始されて終了される単発予告として実行可能なものである、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 12】

請求項 1 乃至 1 1 のうちいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

前記図柄変動条件のうちの第一の図柄変動条件は、第一の始動領域に入球したことを少なくとも一つの条件として、成立するものであり、

前記図柄変動条件のうちの第二の図柄変動条件は、第二の始動領域に入球したことを少なくとも一つの条件として、成立するものである、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 13】

請求項 1 乃至 1 2 のうちいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

前記第一の表示は、復電時に少なくとも表示されるものである、

ことを特徴とする遊技台。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

上記目的を解決する本発明の遊技台は、

図柄変動条件の成立があった場合に、図柄変動表示を少なくとも実行可能な図柄表示手段と、

前記図柄表示手段を少なくとも制御可能な制御手段と、

先読み予告を少なくとも実行可能な先読み予告手段と、

起動信号が入力されたことに基づいて遊技制御を少なくとも開始可能な遊技制御手段と、

低電圧信号出力条件の成立があった場合に、低電圧信号を少なくとも出力可能な電圧監視手段と、

前記低電圧信号が前記遊技制御手段に入力された後で、該遊技制御手段に前記起動信号が入力された場合に、該低電圧信号が入力された際の制御状態に復帰させる制御を少なくとも実行可能な制御状態復帰手段と、

を備えた遊技台であって、

前記低電圧信号出力条件は、前記電圧監視手段が監視している電源ラインの電圧が基準電圧よりも低いことを少なくとも一つの条件として、成立するものであり、

前記制御手段は、前記図柄変動表示の実行中に前記図柄変動条件の成立があった場合に、前記図柄表示手段による図柄変動表示の開始を保留する制御を少なくとも実行可能なも

のであり、

前記図柄変動表示の開始を保留していることを表す保留情報表示を第一の態様で少なくとも表示可能であり、

前記先読み予告手段は、前記保留情報表示の態様を、前記第一の態様とは異なる第二の態様にすることで前記先読み予告を少なくとも実行可能なものであり、

前記第二の態様による前記保留情報表示が行われている状態で前記低電圧信号が前記遊技制御手段に入力され、その後に前記起動信号が該遊技制御手段に入力されると、第一の表示がなされている状態を少なくとも経て、前記第一の態様による前記保留情報表示が行われている状態となり、

前記第一の表示は、前記第一の態様による前記保留情報表示を含まないものであり、

前記第一の表示は、前記第二の態様による前記保留情報表示を含まないものである、ことを特徴とする。